

## 別紙

### 外構実証型事業に使用する耐久性を有する木材について

外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）助成金公募要領第6のイの利用部位に応じて定める耐久性を有する木材は以下のとおりとします。

1 地際又は基礎に接する部位若しくは交換が難しく外構施設の強度を支える重要な部位に使用する木材は以下のとおりとします。

JAS規格の性能区分K4相当の注入処理したもの又はAQ1種認証材

2 大引き、根太又は支柱等非接地で使用する場合は、強度保持上重要な部位に使用する木材は以下のいずれかのものとします。

①上記1に掲げる木材

②JAS規格の性能区分K3相当の注入処理したもの若しくはAQ2種認証材

③上記2の②に相当する性能を有すると考えられるもの

なお、熱処理木材、化学修飾木材（アセチル化木材等）又は、樹脂処理木材（フェノール樹脂処理、フラン樹脂処理木材等）については、AQ2種認証された材と同等の性能を有するものとして取り扱うものとし、処理対象樹種・材料寸法、処理条件（温度、時間など）、処理メーカー・国名、公的機関で実施したJIS\_K1571:2010の室内防汚性能試験で性能基準を満たした試験結果を示す資料（試験結果、試験機関名の入っているもの）をすべて提出することとします。

3 目隠し等の板材のように非接地で使用され交換が容易かつ強度負荷の少ない部位に使用する木材は以下のいずれかのものとします。

①上記1及び2に掲げる木材 ②木材保護塗料（WP：JASS18 M-307 適合品）あるいは表面処理薬剤を規定（（公社）日本木材保存協会認定の木材防腐・防蟻剤（表面処理用）若しくは（公社）日本しろあり対策協会認定の予防駆除剤）に従い塗布処理した木材

③AQ認証された屋外製品部材

上記に示す製材 JAS 規格の性能区分 K4 又は K3 については「加圧注入処理（証明書）」、AQ1 種認証材又は 2 種認証材については「納品書」を活用して、必要に応じ、耐久性を有する木材であることを確認します。